

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとするができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営改革課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和4年7月1日現在

番号	氏名	団体名等
1	うす い じゅん じ 臼井 淳 司	鹿児島銀行 串木野支店
2	かこい りつ こ 栢 律 子	市地域女性団体連絡協議会
3	かん ば ひろ し 勘 場 裕 司	いちき串木野商工会議所
4	く き やま すみ ひろ 久 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
5	す の せ たけ のり 須 納 瀬 武 典	いちき串木野商工会議所 青年部
6	すみ ひろ かず のぶ 住 廣 和 信	行政経験者
7	たて いし おさ お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
8	つじ まさ ひさ 辻 正 寿	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所
9	つつみ のぶ ゆき 堤 信 行	公募委員
10	ところ ぎき しげ お 所 崎 重 夫	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
11	にゅう た かず お 入 田 一 夫	さつま日置農業協同組合 串木野支所
12	はぎ もと ちよ み 萩 元 智 世 美	市PTA連絡協議会
13	は ね た たし 羽 根 田 正	串木野市漁業協同組合
14	わ た まさ こ 和 田 雅 子	公募委員

50音順

●委員長 久木山 純 広 ●委員長代理 住 廣 和 信

◆任 期 …… 2年間（令和4年7月1日～令和6年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市 経営改革課

課 長 宮 口 吉 次
主 幹 松 尾 治 隆
経営改革係長 野 崎 慎 一